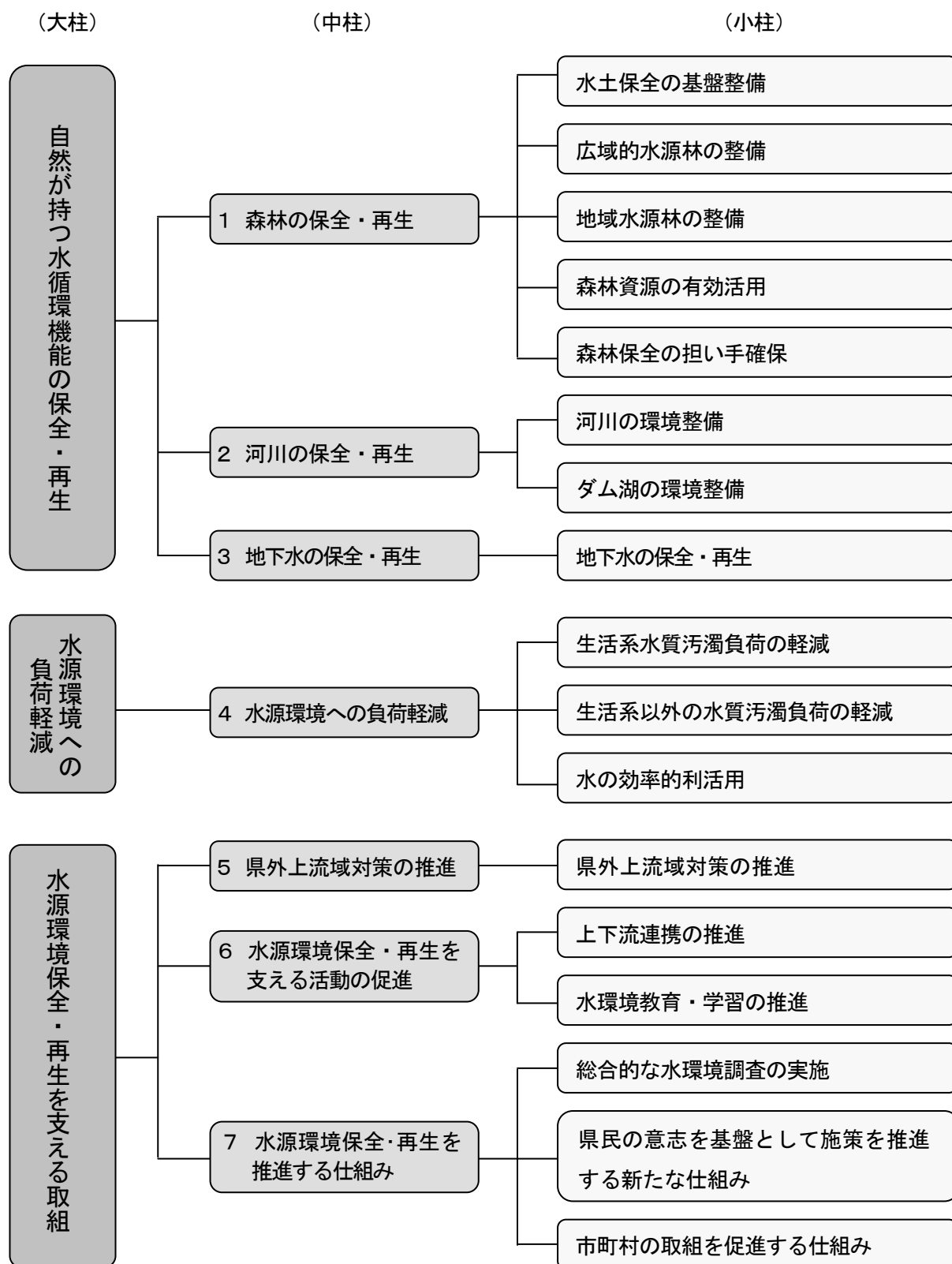


5年間に取り組む事業の全体像

水源環境を保全・再生するため、「施策大綱」の体系に基づいて総合的な取組を行っていきます。

5年間（平成29～33年度）に県、市町村、利水者などが取り組む事業の全体像は次頁以下のとおりであり、この中には「第3期実行5か年計画」に位置付けられた11の特別対策事業が含まれます。

■ 施策体系



1 森林の保全・再生

※は特別対策事業

小柱	構成事業名	実施主体
水土保全の基盤整備	<p>■ 一般造林 森林組合等が行う造林事業に対して助成を行うことなどにより、森林資源の確保と森林の公益的機能の増進を図ります。</p>	県
	<p>■ 治山 森林の維持・造成により、水源かん養機能等の向上及び増進を図ります。</p>	県
	<p>■ 土壌保全対策の推進(※) 水源かん養機能の発揮に重要な森林土壌を保全するため、これまでの植生保護柵等に加えて、台風災害により発生した崩壊地等において、新たに土木的工法を導入するなど、土壌保全対策を推進します。</p>	県
	<p>■ 林道整備 効率的な林業経営と適切な森林管理を行うための基盤となる林道づくりを行います。</p>	県
	<p>■ 砂防 砂防施設の整備を行うことにより、県民の生命・財産を守るとともに、土砂流出防止機能の向上を図ります。</p>	県
広域的水源林の整備	<p>■ 水源の森林づくり事業の推進(※) 水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援により、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。</p>	県
	<p>■ 丹沢大山の保全・再生対策(※) 自然環境の劣化が継続している丹沢大山地域において、シカ管理、ブナ林等の再生に取り組むほか、登山道維持補修などの県民協働事業に取り組みます。</p>	県
	<p>■ 優良林整備事業 「かながわ森林基金」の運用益等により、基金で買入れた立木の保育管理及び利用間伐を行います。</p>	県
	<p>■ 水源かん養林の整備(相模原市緑区青根地区) 奥相模湖上流に位置する水源かん養林を整備します。</p>	利水者
	<p>■ 自然保護奨励金 自然環境を保全するために、指定区域内の山林等の所有者に対して奨励金を交付します。</p>	県
	<p>■ 自然公園管理 自然公園の適切な保全と利用について普及啓発するとともに、ビジターセンター等の維持管理や登山道等の施設整備を行います。</p>	県
	<p>■ 自然公園における県民参加促進 緑を育む集い実行委員会やクリーンピア21などにより、自然公園内において適正管理のための調査・普及啓発、公園施設の維持管理やイベント等の活動に対する支援を行います。</p>	県・市町村・NPO等
	<p>■ 自然公園指導員等による普及啓発 ボランティア活動として公募により委嘱された自然公園指導員及びかながわパークレンジャーにより、自然公園の保護や適正な利用について、公園利用者に対し指導・普及啓発活動を行います。</p>	県
<p>■ 県営林等の管理 県営林や承継分収林について、造林や下刈り、枝打ち、間伐などを実施し、公益的機能の充実した多彩な森林として整備します。</p>	県	
地域水源林の整備	<p>■ 地域水源林整備の支援(※) 地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。</p>	県・市町村
	<p>■ 水源かん養林の整備(箱根町北部) 箱根北部のイタリー水源等の水源林を整備します。</p>	利水者

小柱	構成事業名	実施主体
森林資源の有効活用	■ 県産木材の安定生産の推進 県産木材の安定生産を推進するため、県営林において木材生産を行うとともに、林業事業者が行う施業集約化や木材の生産性向上の取組を支援します。	県
	■ 県産木材の安定供給の推進 県産木材製品の生産・流通を促進するため、品質や産地の明確な県産木材の認証管理や製材工場等の加工流通施設整備に対して支援を行います。	県
	■ 県産木材の需要・消費拡大の推進 県産木材の需要・消費を拡大するため、公共施設で県産木材を使用する際の支援を行うとともに、住宅建築における利用を促進します。	県
	■ 間伐材の搬出促進(※) 森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に加え、作業道や高性能林業機械を利用したより生産効率の高い間伐材の搬出方法の定着に向けた支援を行います。	県
森林担い手確保の確実	■ 林業担い手確保事業 林業従事者の就労条件改善のため、林業事業者への雇用及び経営改善指導を行うとともに、労働安全衛生の取組等を支援します。	県
	■ かながわ森林塾による人材育成(※) 林業への就業希望者から、既に林業に従事している中級、上級技術者まで様々な技術レベルに応じた担い手育成の研修を実施します。	県

2 河川の保全・再生

小柱	構成事業名	実施主体
河川環境整備	■ 河川・水路における自然浄化対策の推進(※) 相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域に位置する市町村管理の河川・水路において、市町村が行う生態系に配慮した整備を支援します。	市町村
	■ 河川における多自然川づくりの推進 県が管理する水源河川の本支流において、多自然川づくりにより生態系に配慮した水辺環境の整備を行います。	県
	■ 河川美化対策の推進 不法投棄物・放置車両の撤去や草刈等を行い、良好な河川環境の形成を図ります。	県
	■ 健全な流砂系再生に向けた調査検討 ダム湖に流入した土砂のダム下流への置き砂など、流砂系の健全化に向けた取組を関係者とともに推進します。	県
	■ 農とみどりの整備事業 農業用水の安定供給等のために市町村が実施する水源かん養や生態系等の環境に配慮した農業用排水路の整備を支援します。	市町村
ダム湖環境整備	■ ダム湖水質の直接浄化対策 ダム湖の自然浄化機能を高めるため、湖畔に植物浄化施設を整備するとともに必要な維持管理を行います。	県・利水者
	■ アオコ異常発生抑制対策 水源水質を良好な状態に保つため、エアレーション装置等によるアオコ異常発生抑制対策を推進します。	県・利水者
	■ ダム貯水池の堆砂対策 相模湖、丹沢湖及び奥相模湖における堆積土砂の除去及び流入土砂の抑制により、上流域の水害防止や貯水容量の回復を進めます。	県・利水者
	■ 湖面管理対策 ダム湖の湖面の流木や浮遊塵芥を除去し、健全な湖面の維持管理及び水質保全の取組を行います。	県・利水者

3 地下水の保全・再生

小柱	構成事業名	実施主体
地下水の保全・再生	■ 地下水保全対策の推進(※) 地下水を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に行う地下水かん養や水質保全等の取組を支援します。	市町村
	■ 地下水保全に関する広域調整及び規制・指導 地下水の採取規制や地下水汚染の浄化指導などを行うほか、地下水の保全・利用関係が広域に及ぶ場合の広域調整等に取り組みます。	県・市町村

4 水源環境への負荷軽減

小柱	構成事業名	実施主体
生活系水質汚濁の軽減	■ 生活排水処理施設の整備促進(※) 相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域において、市町村が行う生活排水処理施設の整備促進の取組を支援します。	市町村
	■ 県内水源保全地域における下水道の整備 県内水源保全地域における公共用水域の水質保全を目指し、県が実施する流域下水道の整備を進めます。	県
	■ 県内水源保全地域における合併処理浄化槽の整備 下水道等の集合処理の適さない地域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	県・市町村
生活系以外の水質汚濁負荷の軽減	■ 山岳部における水質汚濁負荷の軽減 登山利用者等のし尿による水質汚染防止を図るため、山頂等に配置した環境配慮型山岳公衆トイレの適正な維持管理を行います。	県
	■ 農業系水質汚濁負荷の軽減 土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の軽減を図る環境保全型農業を推進します。	県
	■ 廃棄物不法投棄対策 人目に付きにくい県内水源保全地域内において、監視パトロールの集中的な実施及び監視カメラの設置、不法投棄物の撤去を行います。	県
	■ 産業系水質汚濁負荷の軽減 水質汚濁防止法や県生活環境の保全等に関する条例等により、工場や事業場等の排水の規制・指導等を行い、水源水質の保全を図ります。	県
	■ 畜産系水質汚濁負荷の軽減 家畜排せつ物管理施設の整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正管理の指導を行います。	県
利効水の活用	■ 水資源の大切さに関する普及啓発 作文コンクールの実施などにより、水資源の有限性や健全な水循環の重要性について県民への理解と関心を深め、節水など県民自身の取組を推進します。	県・利水者

5 県外上流域対策の推進

小柱	構成事業名	実施主体
県外上流域対策の推進	■ 相模川水系県外上流域における森林整備(※) 荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道等の整備等を両県が共同事業として実施します。	県等
	■ 相模川水系県外上流域における生活排水対策(※) 桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を両県が共同事業として実施します。	県等
	■ 上流自治体等と連携した上下流交流の促進 市民・事業者・行政が協働し、県域を越えた流域環境保全の取組を推進します。	県等
	■ 横浜市道志水源かん養林整備への負担 横浜市が道志村で実施している水源かん養林事業に対して、関係利水者が負担します。	利水者
	■ 山梨県砂防工事への負担 相模湖に流入する土砂を防ぐため、相模川上流域において山梨県が行う砂防工事に対して、関係利水者が負担します。	利水者

6 水源環境保全・再生を支える活動の促進

小柱	構成事業名	実施主体
上下流連携の推進	■ 水源地域と都市地域の自治体間交流の促進 水源地域と都市地域の自治体間交流を促進し、都市地域住民の水源地域・水源環境に対する理解を深めます。	県・市町村・NPO等
	■ 流域環境保全行動の促進 相模川水系、酒匂川水系の流域環境を保全するため、上下流の市民・事業者・行政が協働し、取組を推進します。	県・市町村・NPO等
	■ 水源地域交流の里づくりの推進 水源地域の地域資源を活用した都市地域住民との交流事業の促進や地域住民主体の着地型・体験型ツーリズムの推進などにより、水源地域の活性化をより一層推進します。	県・市町村・NPO等
水環境教育・学習の推進	■ 県民参加による里山の保全 地域の貴重な資源である里山について、県民、企業、NPO、学校などと行政が、それぞれの役割を担いながら行う保全・再生を推進します。	県・市町村等
	■ 森林等を活用した環境学習の推進 次世代を担う子どもたちを対象に、自然環境を活用した体験活動へ助成するなど、環境教育への取組を行います。	県・NPO等
	■ 森林とのふれあいの推進 森林づくりボランティア活動等の事業に対して助成を行い、県民参加による森林づくりの推進を図ります。	県・NPO等

7 水源環境保全・再生を推進する仕組み

小柱	構成事業名	実施主体
<p>総合的な 水環境調査 の実施</p>	<p>■ 水環境モニタリングの実施（※） 森林、河川などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果の測定・公表を行います。また、県内上水道の水源の3割超を占めている酒匂川水系について、水量・水質に影響を与える県外の森林等の状況を把握します。</p>	<p>県</p>
	<p>■ 水質汚濁防止法に基づく水質調査等 水質汚濁防止法に基づく水質調査や環境ホルモン、クリプトスポリジウム等の水質に係わる調査を実施し、安全な水の確保を図ります。</p>	<p>県</p>
	<p>■ 自然環境管理システムの整備 丹沢自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）を活用して蓄積した、事業や調査等の各種情報を事業主体間で共有するとともに、県民への発信を行い、統合型、順応型、参加型の取組による丹沢大山の自然再生の着実な推進を図ります。</p>	<p>県</p>
<p>県民の意志を基盤として新たな仕組みを推進する</p>	<p>■ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み（※） 水源環境保全・再生の取組の推進について、県民意見を反映させること、県民主体の取組を推進することで県民の意志を基盤とした施策の展開を図るとともに、幅広い年代の県民への普及・啓発を図ります。</p>	<p>県</p>
<p>促進する市町村の取組</p>	<p>■ 水源環境保全・再生に係る市町村の取組を促進する仕組み（※） 「水源環境保全・再生市町村補助金」により市町村の取組を促進します。</p>	<p>県</p>

**次期「かながわ水源環境保全・再生
実行5か年計画」に関する意見書**
～かながわの豊かな水源環境の保全・再生に向けて～

平成27年8月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に情報提供する役割を担っています。

このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。

現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。

このため、県民会議では、県による次期5か年計画の検討に先立ち、これまでの8年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。

1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

1-1 現行の施策の評価

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。

これまでの取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。

このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効性のある内容で次期5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。

また、財源については、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むことが求められます。

1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

平成17年に策定されたかながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。

1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 基本的な考え方

これまでの2期の取組においては、施策導入時の様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。

今後の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源地環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。

そこで、次期計画の策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。

また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 計画期間

施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考えます。

(3) 対象施策・対象地域

ア 対象施策

水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。

イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えます。

(4) 構成事業の考え方

特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。

(5) 事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2-1 森林関係事業

- 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策を進めてきました。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できます。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。
- 県内水源保全地域全域において森林の水源かん養や生物多様性の保全などの公益的機能を向上させるため、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべきです。
- 第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範囲で取り組む必要があります。
- 気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきです。
- 森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導や、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導に努めるべきです。また、ブナ帯の森林再生にも引き続き取り組む必要があります。
- 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。
- 水源の森林エリア内において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取り組む実施できるような仕組みを検討すべきです。

2-2 水関係事業

- 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。
- 河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあります。今後も、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があります。
- 地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要があります。
- 県内ダム集水域における生活排水対策については、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。その際、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討すべきです。

- 合併処理浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。
- ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている状況が見られることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援区域の拡大を検討すべきです。

2-3 県外上流域対策関係

- 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や、桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施しています。こうした県外上流域対策を引き続き継続し、長期的に取組の効果を見定めるとともに、酒匂川流域である静岡県の県外上流域では、水質等の状況把握を継続する必要があります。

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- モニタリングについては、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠です。今後は、より総合的な観点からの評価も求められることから、長期的・継続的に行う必要があります。
- 現行計画の中でこれまで県民会議が構築してきた県民参加の仕組みを、次期計画にも位置付けて継続するとともに、工夫を重ねながら発展させる必要があります。
- 水源環境保全・再生施策に対する県民の理解を促進し、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など、様々な交流を含めた啓発の取組をさらに拡大する必要があります。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の検討にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

2-1 森林関係事業

- 広葉樹林の整備について、今後は、最小限の手入れでは効果が上がっていない場所など、改善する現場の洗い出しや、手直しの計画が必要である。
- 丹沢で広葉樹林が残されている場所は、急峻な斜面が多く、表土流出、斜面崩落が加速度的に進行しており、今後、管理径路の設置も最小限に抑え、工法を工夫するなどして、植生回復に向けての十分な配慮が必要である。
- 20年間の事業が終了するまでには、公的管理の後を引き継いで、自立して整備を行う森林所有者が出てきやすいような環境を整える配慮が必要である。
- 県が前面に出て森林整備を行うことで、多くの試行錯誤と共に、手法の開発が進んでいくことはよいことであるが、それをどう地域や森林所有者に還元し、最大限活かしていくかということを考えると、現行の入札方式は必ずしも適した方法であるとは言えず、今後は林家自身の施業への参加のあり方が課題になる。
- 労働力の定着の観点からも、林業事業体の安定的な受注体制の確保を図るため、森林整備業務の包括的な発注の拡大を検討していただきたい。
- モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはずであり、現場で施業にあたる伐採業者や現場担当者に対し、目標とする森林の状態や指標を明確に示していく必要がある。
- 貴重な水源の森林の将来に影響することなので、実験林を設定して試行するなど、目標林型への誘導により適した施業手法を模索すべきで、そうした研究の場を設けることを提案する。
- かながわ森林塾を修了した人材が未永く林業で活躍していくには確保された水源林の存在が欠かせず、そのような観点からも長期施業受委託のような長い期間にわたって森林の面倒を見ていけるシステムが必要である。
- 戦略的な森林経営の面からも、林業に女性の視点は不可欠であり、女性職員の配置は不可欠である。
- 施策の企画や実施のあらゆる段階において、そこに女性の視点があるか、女性が水源地域に魅力を感じるようになるか、という視点による点検が求められる。
- 森林塾は、次の時代に向け、兼業者と経営者の育成対策など今後の塾のあり方の議論が必要である。
- 20年間の終わったときに、何人の後継者が生まれればこの状態は解消して、それに向けてどう人材や産業を育成したり、仕組みをつくったりすることが可能なかを示すことが問題の解決になる。
- IT・ICTの遅れが、神奈川県的林業関係者の課題であり、川上と川下、横の関係を結ぶ上で、広く情報を得ることは欠かせない。
- 架線集材技術の復活のためには、地域の自伐林家に向けて、集材のための新しい道具も開発されているので少額投資で気軽に参入できる方法が確立されていることを積極的にアピールする必要がある。
- 撃った鹿の利活用を進めるためには、既存の食肉事業の一環として加工ラインを設けることが最も効率がよく、県はそうした事業者への助成を検討する必要がある。
- 罾は、体力の低下した高齢者でも経験の少ない若者でも容易に参入できることから、森林組合や林業会社などの森林従事者に罾の免許を取得を奨励すれば、狩猟従事者の間口を広げることができる。
- 未熟な技術での罾設置による錯誤捕獲や事故などの課題もあり、安易に罾を推奨するのではなく、地元猟友会などの意見を十分考慮した上で検討すべきである。
- ブナ林の調査研究は、専門知識と技術が必要な分野であり、研究成果が出るまでにある程度の期間が必要と思われることから、長期のプロジェクトを遂行するために、研究員の体制強化が必要と思われる。
- ブナの立ち枯れの対策が必要であり、前段階として、土壌に手を加えた場合の効果を見るために、実験林あるいは実験木の設定を提案したい。
- 県民に傷んだ山への理解と森林整備への協力を求め、そのためには丹沢大山の材を使った住宅リフォームが最大の貢献となること、地域の文化や生活を知ってその地域のファンとして長く支援をする方法があることなどを、産公学民が連携して発信していく必要がある。
- ハウスメーカーとの差別化に苦勞している町場の工務店や設計事務所が顧客に提案しやすいように、厚手のフローリングとその穴埋め材、壁材、大黒柱となる長尺材など、丹沢大山ファンのための適切なブランドの企画が必要である。
- 治山治水工事とその後の森林整備とが矛盾しないよう、双方の計画のすり合わせが大切である。
- 溪畔林整備事業を積極的に進めていただきたいが、事業対象区域を明確化するとともに、指標追加などモニタリングの規模をもう少し拡大していただきたい。
- 溪畔林整備は新しい概念の事業であり、生物の生息環境等について新しい基準や考え方が出て来ていることを踏まえ、それらも取り込みながら実施していただきたい。
- 間伐材の搬出促進に水源税を使うことに違和感を覚える意見もあるようだが、間伐により水源涵養機能が高められ、その木を使うことで森林の役割が発揮できるものと考え。県有林や公社造林と違い一般的に水源林は保育が不十分で形質の悪い木が多く、材価も低いので、補助金が無ければ水源林の搬出はできない。

- 間伐材の搬出促進が水源環境保全に貢献する体系図が描けず、投入される税金と効果の説明などの点からも水源環境保全税の性格を分かりにくいものにしており、特別対策事業としての継続も含めて事業のあり方の検討が必要である。
- 市町村には県のように林務専門の人材が乏しいため、効果的な整備の設計を行う上で、金銭面だけではなく、技術面での県からの支援が必要である。
- 高齢級間伐については進捗率が低く、長期施業受委託方式などへの移行を図り、一層の促進を図ることが課題である。
- 森林への関与をどう多様化・多角化し多面的に取り組むかという試みは絶えず求められる。

2-2 水関係事業

- 元来、河川や水路は人工物で整備をすれば、浄化能力はなくなり、景観、生態系へのダメージの方が高くなる。河川や水路を整備するのではなく、原因である生活排水対策や周辺の緑地対策のほうが効果が高い。モニタリングで見てきた限りでは、効果のある整備は見ることができなかった。今後の検討が必要である。
- 直接浄化対策は一時的な対処であり、水源環境保全・再生の趣旨からみて除外してもよいのではないかと。
- 地下水の保全にとって農地の水源涵養・水質浄化機能も重要であり、農地の維持を図るため、農地、水路等の適正な維持管理活動への支援の検討も必要である。
- 飲み水としての地下水に加え、現在の大規模な豪雨をもたらす気象状況を考慮し、平地での水源かん養を高める対策を検討する必要がある。
- 下水道整備は、将来にわたって自治体の財政負担となる性格の事業であることから、計画の見直しを検討している市町村を支援するメニューとしての、コミュニティプラントへの切り替え助成や、戸別浄化対策に資する新たな技術の開発を急ぐことが期待される。
- 事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、ダム集水域に関して対象地域の検討が必要である。
- 遅れている事業の加速の視点で考えれば、酒匂川上流のキャンプ場群において無処理で川に垂れ流し続けている事例への対応こそ、優先して取り組まれてよいことである。
- 公共下水道の整備促進により生活排水由来の汚濁負荷を軽減出来る面は有益性があるが、設備の維持管理コストの増加についても考慮し、コスト軽減のための受託企業選択、代替方法等を検討する必要がある。人口減少や超高齢化社会の影響による社会保障費増大など、今後の社会状況も踏まえた包括的な事業計画が必要であり、市町村の財政負担が増加することで県や住民への費用負担を求めることがない計画的な整備促進が求められる。
- 取水堰は河口近くにあることを踏まえ、対策地域をダム集水域に限定せず、2つの河川全体を見て課題の部分に集中して対策が行われるべきである。現実的には中流～下流の方が人口が集中し、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所も多く、今後はこうした対策に取り組む意欲の高い自治体への支援に視点を変えた方がよい。

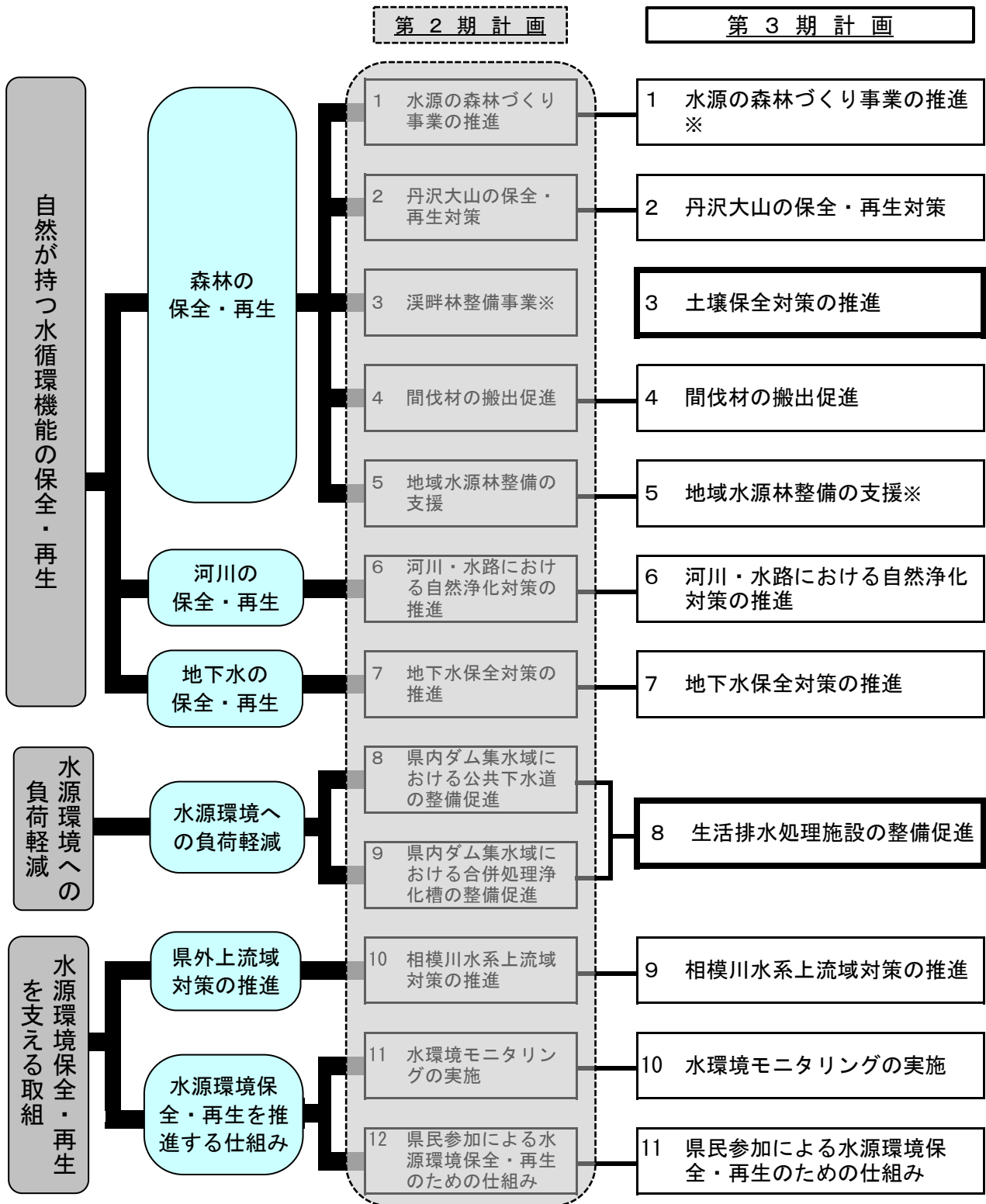
2-3 県外上流域対策関係

- 桂川清流センター事業に関して、設備稼働後の事業達成度の表し方について検討する必要がある。

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- 今後、森林整備事業の評価及び報告を行うための新しい調査として、全ての整備箇所について、①整備直前の林相（林況）、②整備内容（整備を繰り返したらその履歴）、③整備直後の林相、④整備後（3～5年後）の林相、を台帳として記録し、基礎データの収集を行う必要がある。
- モニタリングについて、調査した情報の活用も考え、地域の方にも情報の価値を伝えることで「もっとこの川をきれいにしよう」などの次のアクションにつなげていくことが期待される。
- 植生保護柵などを設置する際に、人通りのある箇所においては、水源環境保全税で行っている旨の周知に努める必要がある。
- 試験的に高校生・専門学校生・大学生をもり・みずカフェ（県民フォーラム）に招き、委員と共に県民との対話に参加してもらうことについて検討していただきたい。
- 市民事業団体の経済的自立にとって最も有効な手段は薪の販売であり、そこで必要となる架線集材技術の修得と、架線や薪を作る資機材の購入に助成を行うことで即効性が期待できる。
- 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、畏免許の取得に道を開くことも活動の活性化に効果が期待できる。

特別対策事業 第2期計画と第3期計画の対比



※ 第2期計画までに確立した溪畔林の整備技術を取り入れて水源林の整備を進める。

第 2 期 計 画

- 1 水源の森林づくり事業の推進
 - ① 水源林の確保
 - ② 水源林の整備
 - ③ かながわ森林塾の実施
- 2 丹沢大山の保全・再生対策
 - ① 中高標高域でのシカ捕獲及び生息環境調査の実施
 - ② 土壌流出防止対策の実施 ※1
 - ③ ブナ林等の調査研究
 - ④ 県民連携・協働事業
- 3 溪畔林整備事業 ※2
 - ① 溪畔林の整備
 - ② モニタリング調査
- 4 間伐材の搬出促進
 - ① 間伐材の搬出支援
 - ② 生産指導活動の推進
- 5 地域水源林整備の支援
 - ① 市町村が実施する私有林の確保・整備
 - ② 市町村有林等の整備
 - ③ 高齢級間伐の促進
- 6 河川・水路における自然浄化対策の推進
 - ① 生態系に配慮した河川・水路等の整備
 - ② 河川・水路等における直接浄化対策 ※3
 - ③ 相模湖における直接浄化対策 ※4
- 7 地下水保全対策の推進
 - ① 地下水保全計画の策定
 - ② 地下水かん養対策
 - ③ 地下水汚染対策
 - ④ 地下水モニタリング
- 8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進
 - ① 公共下水道の整備
- 9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進
 - ① 高度処理型合併処理浄化槽の整備 ※5
- 10 相模川水系上流域対策の推進
 - ① 森林整備
 - ② 生活排水対策
- 11 水環境モニタリングの実施
 - ① 森林のモニタリング調査
 - ② 河川のモニタリング調査
 - ③ 情報提供
 - ④ 酒匂川水系上流域の現状把握
- 12 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み
 - ① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等
 - ② 市民事業等の支援

第 3 期 計 画

- 1 水源の森林づくり事業の推進
 - ① 水源林の確保
 - ② 水源林の整備
 - ③ かながわ森林塾の実施
- 2 丹沢大山の保全・再生対策
 - ① 中高標高域におけるシカ管理の推進
 - ② ブナ林等の再生
 - ③ 県民連携・協働事業
- 3 土壌保全対策の推進
 - ① 水源林の基盤の整備
 - ② 中高標高域の自然林の土壌保全対策の実施
 - ③ 高標高域の人工林の土壌保全対策の実施
- 4 間伐材の搬出促進
 - ① 間伐材の搬出支援
 - ② 生産指導活動の推進
- 5 地域水源林整備の支援
 - ① 市町村が実施する私有林の確保・整備
 - ② 市町村有林の整備
 - ③ 森林所有者が実施する間伐の促進
- 6 河川・水路における自然浄化対策の推進
 - ① 生態系に配慮した河川・水路の整備
- 7 地下水保全対策の推進
 - ① 地下水保全計画の策定
 - ② 地下水かん養対策
 - ③ 地下水汚染対策
 - ④ 地下水モニタリング
- 8 生活排水処理施設の整備促進
 - ① 公共下水道の整備促進
 - ② 一般家庭等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
 - ③ 事業所等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
 - ④ 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進
- 9 相模川水系上流域対策の推進
 - ① 森林整備
 - ② 生活排水対策
- 10 水環境モニタリングの実施
 - ① 森林のモニタリング調査
 - ② 河川のモニタリング調査
 - ③ 情報提供
 - ④ 酒匂川水系上流域の現状把握
- 11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み
 - ① 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の運営等
 - ② 市民事業等の支援

- ※1 第3期計画 3②で実施
 ※2 〃 1・5にて県内水源保全地域全域で実施
 ※3 〃 6①と統合
 ※4 〃 8により対応
 ※5 〃 8②③に区分して対応

第3期計画のとりまとめ経過

1 計画（骨子案）

第1期及び第2期計画での成果と課題及び、平成27年8月に「水源環境保全・再生かながわ県民会議」から提出された意見を踏まえ、対応方向を計画（骨子案）として整理。

計画（骨子案）を平成27年第3回（9月期）県議会定例会に報告するとともに、県民意見反映手続を実施。

[県民意見反映手続等の状況]

- (1) 県民意見反映手続（パブリックコメント）：平成27年10月9日～11月8日
- (2) 第26回県民フォーラムでの意見交換：平成27年10月12日 厚木商工会議所
- (3) 市町村への意見照会：平成27年10月9日～10月30日
- (4) 意見の件数と内訳

区 分	県民	市町村	合計
特別対策事業の内容修正・追加・削除について	28	8	36
記載内容の見直しについて	5	2	7
制度設計、交付金要綱等について	4	3	7
その他	19	7	26
合 計	56	20	76

2 計画（素案）

計画（骨子案）に対して、平成27年第3回（9月期）県議会での議論や県民意見反映手続、市町村への意見照会結果を踏まえ、計画（素案）をとりまとめ。

計画（素案）を平成27年第3回（12月期）県議会定例会に報告するとともに、県民意見反映手続及び自治基本条例に基づく市町村協議を実施。

[県民意見反映手続等の状況]

- (1) 県民意見反映手続（パブリックコメント）：平成27年12月18日～平成28年1月17日
- (2) 第27回県民フォーラムでの意見交換：平成28年1月16日 藤沢リラホール
- (3) 自治基本条例に基づく市町村との協議：平成28年1月26日～4月28日
- (4) 意見の件数と内訳

区 分	県民	市町村	合計
特別対策事業の内容修正・追加・削除について	11	3	14
記載内容の見直しについて	6	0	6
制度設計、交付金要綱等について	3	6	9
その他	20	1	21
合 計	40	10	50

3 計画（案）

計画（素案）に対して、平成27年第3回（12月期）県議会での議論や県民意見反映手続、自治基本条例に基づく市町村との協議結果を踏まえ、計画（案）をとりまとめ、平成28年第2回（6月期）県議会定例会に報告。

4 意見等の反映状況

県民意見の反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターや各地域県政情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページでも閲覧できるようにした。



神奈川県

環境農政局緑政部水源環境保全課

横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話(045)210-4352 (直通)